

紀美野町第1回臨時会会議録

平成27年5月13日（水曜日）

○議事日程（第1号）

平成27年5月13日（水）午前10時開議

第 1 仮議席の指定について

第 2 選 第 1号 議長選挙について

○追加議事日程（第1号の追加1）

第 1 議席の指定について

第 2 会議録署名議員の指名について

第 3 会期の決定について

第 4 諸般の報告について

第 5 選 第 2号 副議長選挙について

第 6 選 第 3号 常任委員の選任について

第 7 選 第 4号 議会運営委員の選任について

第 8 選 第 5号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員選挙について

第 9 選 第 6号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について

第10 選 第 7号 海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について

第11 選 第 8号 五色台広域施設組合議会議員選挙について

第12 選 第 9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

第13 選 第10号 紀の海広域施設組合議会議員選挙について

第14 議案第53号 監査委員の選任の同意について

第15 議案第48号 専決処分の承認を求めるについて

（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）

第16 議案第49号 専決処分の承認を求めるについて

（紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

第17 議案第50号 専決処分の承認を求めるについて

（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）

第18 議案第51号 専決処分の承認を求めるについて

(紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について)

第19 議案第52号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

第20 議員の派遣について

第21 閉会中の継続調査の申し出について

(総務文教常任委員会)

第22 閉会中の継続調査の申し出について

(産業建設常任委員会)

第23 閉会中の継続調査の申し出について

(議会運営委員会)

○会議に付した事件

日程第1から第2まで

追加日程第1から第23

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	南 昭和 君
2番	上 柏 亮 君
3番	七良浴 光 君
4番	町 田 富枝子 君
5番	田 代 哲 郎 君
6番	西 口 優 君
7番	北 道 勝 彦 君
8番	向井中 洋 二 君
9番	伊 都 堅 仁 君
10番	美 野 勝 男 君
11番	美 濃 良 和 君
12番	小 棕 孝 一 君

○欠席議員

な　し

○説明のため出席したもの

職　　名	氏　　名
町　　長	寺　本　光　嘉　君
副　　町　長	小　川　裕　康　君
教　　育　長	橋　戸　常　年　君
消　　防　長	家　本　宏　君
総　務　課　長	牛　居　秀　行　君
企画管財課　長	中　谷　嘉　夫　君
住　民　課　長	増　谷　守　哉　君
税　務　課　長	西　岡　秀　育　君
保健福祉課　長	宮　阪　学　君
産　業　課　長	大　窪　茂　男　君
建　設　課　長	井　村　本　彦　君
総務学事課　長兼 教　育　次　長	前　田　勇　人　君
生涯学習課　長	岩　田　貞　二　君
会　計　管　理　者	西　切　博　充　君
水　道　課　長	田　中　克　治　君
まちづくり課　長	西　岡　靖　倫　君
美　里　支　所　長	西　敏　明　君
国体推進課　長	南　秀　秋　君
代表監査委員	向　江　信　夫　君

○欠席したもの

な　し

○出席事務局職員

事務局長大東淳悟君
書記中谷典代君

開会

○事務局長（大東淳悟君） 議会事務局長の大東です。

開会前に町長から議会招集挨拶と執行部の方々の紹介の申し出がありましたので、しばらくお時間をちょうどいいしたいと思います。

また、本日の会議は、議会の役員構成が中心となりますので、執行部の方々には、この後、各部署で御待機をお願いしたいと思います。

なお、議長が決まりまして出席を求められた場合には、また出席をよろしくお願ひいたします。

それでは、町長から御挨拶をお願いいたします。

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

周囲の木々の新緑がまぶしくなり始めた本日、ここに議員改選後初の紀美野町議会臨時会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月26日に執行されました紀美野町議会議員一般選挙におきまして、町民の皆様の期待を担われてめでたく御当選の栄誉を得られました。ここに執行部を代表いたしまして心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

議会は民主政治の根幹をなす民意代表の府であり、今後の4年間、議会議員と執行部職員がこれまでにも増してそれぞれの立場により議論を尽くして、町政を支える車の両輪としてともに歩みを進め、住民福祉の向上と紀美野町政発展のために御活躍いただきますことを心から願うものであります。

また、私も初心を忘れることなく、皆さんとともに手を携えて紀美野町の発展に全力を尽くしてまいる決意であります。

さて、今、我が国の経済は、やや回復傾向にあるものの、まだまだ地方にまでその恩恵が及んでいない状況であります。そのような中で、国は地方創生に力を入れるべく、ひと・まち・しごと創生本部を立ち上げ、本年度より地方版の総合戦略の策定を基礎自治体に要請し、それぞれの自治体がみずからの知恵を出し、事業を実施し、その成果を出していくことが求められております。その成果によって国からの交付金が決定されると言聞いております。

今後は、地方行政におきましても、さらに地域間競争が激化し、自治体の経営手腕が生き残りを左右すると言っても過言ではない状況かと思います。このような時代背景の中で、町民の皆様や議員各位の御協力のもと、地方創生に係るさらなる知恵を出してい

かなければならないと考えております。

また、本年は紀の国わかやま国体の年であり、現在、国体推進課を中心として万全の体制づくりをしているところでございます。全国各地から来られる多くの皆様方に心のこもったおもてなしができるよう取り組んでまいりますので、議員各位のさらなる御協力、お力添えをお願い申し上げます。

また、私の3期目の公約の1つであり、長年の懸案事項でありました紀美野町全域における光ファイバーによる情報通信ネットワークの整備に係る予算が、去る3月議会で承認され本年度から着手する運びとなりました。

運営方式につきましては、町が整備費用の一定額を負担することで事業者の参入を募る民設民営方式により基盤整備を行い、サービスを希望する全ての町民が利用できる環境を整備するものでございます。

これによりまして地域の情報格差をなくし、グローバル化する経済や産業に対応するとともに、安全で快適な町民の生活環境を構築し、地域の付加価値を高め、過疎化の抑制及び定住化の促進が図れるものと考えております。

また、本年度は紀美野町誕生10周年の年でございます。私が町政を担当させていただいてから議会のお力添え、御協力をいただき、均衡ある町の発展に全力を傾注して町政を進めてまいりたところでございますが、まだまだ取り組んでいかなければならぬ課題が多い中、今後も町政の発展のため、議員の皆様のさらなる御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今臨時会に上程している案件は、議案第48号から議案第52号までの5件であります。専決処分の承認を求める案件が4件、町条例の一部改正に係る案件が1件でございます。後ほど担当課長より詳しく御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

結びに、議員各位のさらなる御活躍と御健勝、御多幸を心より御祈念申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○事務局長（大東淳悟君） 続きまして、執行部の方々の自己紹介をお願いしたいと思います。

副町長から順番によろしくお願ひいたします。

（執行部自己紹介）

○事務局長（大東淳悟君） それでは、執行部の方々にはここで退席をお願いいた

します。

(執行部退席)

○事務局長（大東淳悟君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うということになっています。年長議員の上柏暎亮議員を御紹介します。

上柏暎亮議員、議長席にお着きください。

○臨時議長（上柏暎亮君） ただいま紹介いただきました上柏暎亮です。

地方自治法第107条の規定によって、議長が決まるまで臨時に議長の職務を行います。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

開 会

○臨時議長（上柏暎亮君） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回紀美野町議会臨時会を開催いたします。

(午前10時14分)

○臨時議長（上柏暎亮君） これから本日の会議を開きます。

○日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（上柏暎亮君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

○日程第2 選第1号 議長選挙について

○臨時議長（上柏暎亮君） 日程第2、選第1号、議長の選挙を行います。

しばらく休憩します。

休 憇

(午前10時15分)

再 開

○臨時議長（上柏暎亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

○臨時議長（上柏暎亮君） 1番、南 昭和議員。

○1番（南 昭和君） 私、南 昭和は今回初めてこの議場に参加させていただい

ております。新人でございます。議長選挙について、どういった慣例で物事が進んでいくか全くわかりません。そういう中で、今回出席されている議員の皆さん、当たり前のように議長の経験をされていた方、また副議長の経験をされていた方、また長い議員生活においてまだそういう職責をしていない方、いろんな方がございます。そういう形でこの12人のもとでお話ししてそういうのを決定できないかと私は思うんですけども、どうでしょうか。

○臨時議長（上柏暎亮君）　　ただいまの南議員の御意見に御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（上柏暎亮君）　　しばらく休憩します。

休憩

（午前10時16分）

再開

○臨時議長（上柏暎亮君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○臨時議長（上柏暎亮君）　　選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（上柏暎亮君）　　ただいまの出席議員数は12名です。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に美濃良和君及び美野勝男君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○臨時議長（上柏暎亮君）　　念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（上柏暎亮君）　　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長（上柏暎亮君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を願います。

(投 票)

○臨時議長（上柏暎亮君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（上柏暎亮君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。美濃良和君及び美野勝男君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○臨時議長（上柏暎亮君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち、

小椋孝一君 6票

伊都堅仁君 5票

美野勝男君 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、議長に小椋孝一君が当選されました。

○臨時議長（上柏暎亮君） 議場の出入口を開きます。

(議 場 開 鎖)

○臨時議長（上柏暎亮君） ただいま議長に当選されました小椋孝一君が議場にお

られます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時45分)

再 開

○臨時議長（上柏暎亮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時46分)

○臨時議長（上柏暎亮君） これで臨時議長の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、小椋議長、議長席へお願いします。

しばらく休憩します。

休憩

(午前10時46分)

再開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます

(午前10時50分)

○議長（小椋孝一君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎追加日程第1 議席の指定について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、南 昭和君、2番、上柏暎亮君を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎追加日程第4 諸般の報告について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第4、諸般の報告を行います。

紀美野町代表監査並びに監査委員から例月出納検査結果に関する報告について、お手

元に配付のとおり提出されておりますので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

しばらく休憩します。

休憩

(午前10時53分)

再開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時12分)

◎追加日程第5 選第2号 副議長の選挙について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第5、選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長から指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に向井中洋二君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名いたしました向井中洋二君を副議長の当選人と定めることに御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました向井中洋二君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました向井中洋二君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休憩

（午前11時15分）

再開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時38分）

◎追加日程第6 選第3号 常任委員の選任について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第6、選第3号、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務文教常任委員に伊都堅仁君、美濃良和君、美野勝男君、南昭和君、町田富枝子君、小椋孝一君、以上6名を、

次に、産業建設常任委員に、田代哲郎君、上柏亮君、北道勝彦君、向井中洋二君、西口優君、七良浴光君、以上6名をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した以上の方がそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩

（午後2時40分）

再開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時59分）

○議長（小椋孝一君）　　ただいま各常任委員会において互選されました委員長、副委員長を発表します。

　　総務文教常任委員長に、町田富枝子君。

　　副委員長に、南 昭和君。

　　産業建設常任委員長に、七良浴 光君。

　　副委員長に、北道勝彦君。

　　以上のとおり、それぞれ選任されました。

◎追加日程第7 選第4号 議会運営委員の選任について

○議長（小椋孝一君）　　追加日程第7、選第4号、議会運営委員の選任を行います。

　　しばらく休憩します。

休憩

（午後 3時01分）

再開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時03分）

○議長（小椋孝一君）　　お諮りします。

　　議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、美野勝男君、伊都堅仁君、町田富枝子君、七良浴 光君、美濃良和君、西口 優君、以上6名を指名したいと思います。

　　これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

　　したがって、ただいま指名した以上の方が議会運営委員に選任することに決定いたしました。

　　しばらく休憩します。

休憩

（午後 3時05分）

再開

- 議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- （午後 3時13分）
- 議長（小椋孝一君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果について報告します。
- 議会運営委員長に、美野勝男君。
- 副委員長に、美濃良和君。
- 以上のとおり選任されました。
- ◎追加日程第8 選第5号 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員選挙について
- 議長（小椋孝一君） 追加日程第8、選第5号、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員の選挙を行います。
- お諮りします。
- 選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として議長から指名したいと思います。
- これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。
- したがって、議長から指名することに決定しました。
- 国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、西口 優君、七良浴 光君、町田富枝子君、上柏院亮君、伊都堅仁君、美野勝男君、田代哲郎君、以上7名を指名します。
- お諮りします。
- ただいま指名したとおりで御異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。
- したがって、国民健康保険野上厚生病院組合議会議員に、西口 優君、七良浴 光君、町田富枝子君、上柏院亮君、伊都堅仁君、美野勝男君、田代哲郎君、以上7名が当選されました。
- 会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
- ◎追加日程第9 選第6号 海南海草老人福祉施設事務組合議会議員選挙について
- 議長（小椋孝一君） 追加日程第9、選第6号、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定いたしました。

海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、西口 優君、田代哲郎君、北道勝彦君、町田富枝子君を指名します。

ただいま指名したとおり御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、海南海草老人福祉施設事務組合議会議員に、西口 優君、田代哲郎君、北道勝彦君、町田富枝子君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎追加日程第10 選第7号 海南海草環境衛生施設組合議会議員選挙について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第10、選第7号、海南海草環境衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

海南海草環境衛生施設組合議会議員に、南 昭和君、向井中洋二君、上柏院亮君を指名します。

ただいま指名したとおり御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、海南海草環境衛生施設組合議会議員に、南 昭和君、向井中洋二君、上柏院亮君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第11 選第8号 五色台広域施設組合議会議員選挙について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第11、選第8号、五色台広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

五色台広域施設組合議会議員に、上柏院亮君、美野勝男君、北道勝彦君、南 昭和君、美濃良和君、伊都堅仁君を指名します。

ただいま指名のとおり御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、五色台広域施設組合議会議員に、上柏院亮君、美野勝男君、北道勝彦君、南 昭和君、美濃良和君、伊都堅仁君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎追加日程第12 選第9号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第12、選第9号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定いたしました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、田代哲郎君を指名します。

ただいま指名したとおり御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、田代哲郎君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎追加日程第13 選第10号 紀の海広域施設組合議会議員選挙について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第13、選第10号、紀の海広域施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選として、議長から指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長から指名することに決定しました。

紀の海広域施設組合議会議員に、七良浴 光君、向井中洋二君、美濃良和君を指名します。

ただいま指名したとおり御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、紀の海広域施設組合議会議員に、七良浴 光君、向井中洋二君、美濃良和君が当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

しばらく休憩します。

休憩

(午後 3時23分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時45分）

◎追加日程第14 議案第53号 監査委員の選任の同意について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第14、議案第53号、監査委員の選任の同意について、議題とします。この件について、伊都堅仁君の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、伊都堅仁君の退席を求めます。

（伊都堅仁君 退席）

○議長（小椋孝一君） 説明を願います。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 議案第53号、監査委員の選任の同意についてでございます。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

氏名は、伊都堅仁。

生年月日は、昭和23年12月3日生まれ。

住所は、紀美野町小畑609番地でございます。提案理由については、前任者が平成27年4月30日をもって任期満了となりましたので、委員の選任をするため提案をさせていただきます。ひとつよろしくお願ひいたします。

（町長 寺本光嘉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第53号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

(伊都堅仁君 入場)

休憩

(午後 3時48分)

再開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時49分)

◎追加日程第15 議案第48号 専決処分の承認を求めるについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 追加日程第15、議案第48号、専決処分の承認を求めるについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）議題とします。

説明を願います。

税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君） それでは、専決処分の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第48号、専決処分の承認を求めるについて

紀美野町税条例等の一部を改正する条例について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月13日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

(理 由)

平成27年3月31日において地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、紀美野町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

3ページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例

平成27年3月31日

条例第 22号

第1条 紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、関係法令及び地方税法の一部改正に伴うものでございます。改正内容を簡単に御説明いたします。

第2条の第3号及び第4号につきましては、「又は名称」を法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号に改める条文の整備でございます。

第23条第2項につきましては、「法人税法第2条第12号の18」を「法人税法第292条第1項第14号」に改める法の改正に伴う条文整備でございます。

第31条第2項及び第31条4項につきましては、法人均等割の税率区分である「資本金等の額」に係る改正に伴う条文の整備でございます。

第33条第2項につきましては、所得税法第60条の2から4、同条第4は、所得税法の改正に伴う条文を改正するものでございます。

第36条の2第8項につきましては、法人番号の規定を整備するための条文整備でございます。「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加えるものでございます。

第36条の3の3第4項につきましては、法律改正に伴う条文の整備でございます。

第48条第6項及び第50条第3項につきましては、法人税法の改正に伴う条文整備でございます。

第51条第2項、第71条第2項、第89条第2項、第90条第2項、第139条の3第2項につきましては、「納期限前7日」を「納期限（前7日）」に改める減免申請期限の明確化を条文整備で示すもの及び個人番号、法人番号の規定に伴う条文の整備で

ございます。

第57条及び第59条につきましては、地方税法に伴う地方税348条2項第10号の2、小規模保育事業の用に供する固定資産、同条第10号の4に規定する認定こども園の用に規定する固定資産が追加された条文でございます。

第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号、同条3の3第2項第1号、第74条第1項第1号、同条の2第1項第1号、第149条第1号につきましては、個人番号又は法人番号等の規定に伴う条文整備でございます。

附則第4条第1項につきましては、法律改正に伴う条文の整備でございます。

附則第7条の3の2第1項につきましては、法附則の改正に伴う住宅ローン制度の適用期限の延長に伴う条文の整備でございます。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し同条を改める。

附則第9条、附則第9条の2につきましては、ふるさと納税の特例に伴う新設を行うものでございます。

附則第10条の2第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号につきましては、個人番号又は法人番号の規定に伴う条文整備でございます。

附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条1項、同条2項及び見出しにつきましては、法律改正に伴う条文の整備でございます。

附則第16条につきましては、法規定の新設に伴う一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例に伴う軽課を行うものでございます。

附則第16条の2につきましては、削除するものでございます。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第2条につきましては、附則第16条を改正するもので、グリーン化特例及び重課に関する改正でございます。

第2条第2項につきましては、新条例82条第1号、原動機付自転車、同条第2号の(ア)二輪のもの、同号(イ)小型特殊自動車、同条第3号の二輪小型自動車に係る適用開始を1年延長されることに伴う改正でございます。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は平成27年4月1日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中紀美野町税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から。

(2) 第1条中の紀美野町税条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定は、平成28年1月1日。

(3) 第1条中紀美野町税条例第23条第2項の改正規定並びに附則第3条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第2条第7項及び第5条の規定は、平成28年4月1日。

(4) 第1条中紀美野町税条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに149条第1項の改正規定並びに附則第10条の2第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置、第3条は、固定資産税に関する経過措置、第4条は、軽自動車税に関する経過措置、第5条は、町たばこ税に関する経過措置、第6条は、特別土地保有税に関する経過措置、第7条は、入湯税に関する経過措置となっております。

また、新旧対照表、1ページから46ページを順次御確認いただきますようよろしくお願ひいたします。以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番（田代哲郎君） 専決処分書では、3月31日において地方税法等の一部を

改正する法律、平成27年法律第2号に公布される紀美野町条例等の一部を改正する必要が生じたためということで専決処分の理由を書いています。

今説明を受けた条例の一部改正する条例について、まず納税義務者や法人が提出するあらゆる納付書、納入書、申告書、申請書、申出書などの書類に個人の氏名と住所、法人の場合は名称と事務所か事業所の所在地に加えて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、つまりマイナンバー法による個人番号、法人の場合は法人番号を記載しなければならないと。番号がまだない場合は氏名、住所のみの記載ということでございます。

それから、個人の氏名、法人や法人の名称と番号があれば、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書などの資料情報など、町民や法人の有する情報など番号をキーとして名前と突合し、納税者の所得情報をより的確に、かつ効果的に把握することができる所以行政としては非常に便利、利便性が上がるということにはなると思います。

後は軽自動車のグリーン化特例として、平成27年4月2日から平成28年3月31日までに取得した一定の環境性能を満たす新車に限り平成28年度の軽自動車税がその燃費性能において減額されるということと、二輪車に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から28年4月1日に1年間延期すると。

個人住民税における住宅ローン減税の拡充などの措置について、対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長する。

あとはふるさと納税で確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税を行う場合に、確定申告をしなくても住所地の自治体に通知され、ワンストップで寄附金税額控除を受けることができるという、あと土地の固定資産税の負担調整措置で現行の仕組みを3年延長すると。

最後に、地方たばこ税で、わかばなど3級品の製造たばこ6銘柄なんですが、たばこ税を減額している今の特例を順次引き上げていき、平成30年3月までに廃止するということになる、大体はそういうことであろうと認識しています。

専決処分書の理由に記載されている平成27年3月31日公布された地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号にはということであれば、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法に関しては一切関係ないわけで、これを専決処分するということについて、その理由はどういうこと

で専決処分として提案されているのか、その件についてお伺いいたします。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

行政手続における特定個人を認識するための番号の利用に関する法律の第2条の第5項、第15項には、個人番号を、もしくは法人番号をという文言がございます。それに従い専決処分をさせていただきますのですが、この施行の日というのは、公布の日から起算して3年6ヶ月を超えない範囲内で政令で日を定めるというふうになっておりますので、今回、専決処分をさせていただきました。以上です。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 確かにそのようになってはいても、専決処分の理由というのは、あくまでも地方税法が改正されたために地方税法等の一部を改正する法律で地方税法が改正され、それに議会を開く時間的ゆとりがなかったので地方税法の改正に基づくあくまでも専決処分だというのがこの説明なんです。

実はいわゆるマイナンバー法というのは、今、国会に改正案が提出されていまして、さらに預金口座であるとか、個人のいわゆる特定健診の受診記録であるとか、そういうしたものも盛り込むということで、口座番号にもマイナンバーが適用されるという形で、だから、それができれば、もし通過すれば、個人の預金残高は全てそのマイナンバーと個人の名前を突き合わせることで明らかにできるわけです。だから、何もこの議会で専決処分をしなくても、まだ法律自身がどうなるのかははつきりわかっていない。今でも改正案が国会へ提出されている時期ですから、しかも個人に対して個人番号が通知されるのは10月以後なので、ここでわざわざこの改正案にひつづけて、いわゆる専決処分する必要があるのかどうか、その点についてちょっと疑問に思うんですが、どうなのか答弁をお願いします。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 先ほども申しましたが、施行日については、公布の日から起算して3年6ヶ月を超えない範囲内において政令で日を定めるということでござりますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。
○5番（田代哲郎君） そうであれば、専決処分の理由にそれが記載されてなければならないし、私の認識では、マイナンバーが通告されるのは10月からですので、今この時期に慌てて専決処分で町税条例の改正をしなければならないという義務はないのではないかという認識なんです。そうでないと何でも専決処分をする必要の法律改正があった場合に、それにひつけてまだ先でも十分時間があるものも専決処分でやってしまうということでは、そういう提案の仕方というのはどうなのかと思うんですけども、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。
○税務課長（西岡秀育君） 専決処分書の理由のところには、地方税法等の一部を改正する法律というふうに書いておりますので、個人情報、いわゆる番号法については、第2条の第5項、第15項にも記載されておりますので今回の専決処分をさせていただいた所存でございます。どうか御理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。
これから議案第48号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番（田代哲郎君） 反対の理由というのは、社会保障税番号の税務にこの専決処分の中にマイナンバー法の記載を義務づけるということが適用されるということで、この1点を除いたらこの町税条例の改正に反対する理由は何もないわけです。だから、やはりそういうことにひつつけてしまうということではなくて、きちんとやっぱり時間的な余裕があるものは、そういう専決処分ではなく、直近の議会に提出すべきではないかと思います。

何遍もここで申し上げているんで耳にたこができると言われるかもしれませんけども、共通番号制度というのは、複数の機関にある個人の情報を同一人の情報であるか番号で確認して利用する制度なんです。今は介護保険料は保健福祉課で管理しているし、国民健康保険に関しては住民課で管理しているという、それぞれ年金もそうですし、そ

それが番号で確認すると、その番号と名前さえあれば全部情報データを得ることができるという仕組みです。

住民一人一人に唯一無二の一生ずっとその番号で行くという個人番号がつけられ、そうした番号が社会に広く流通していくことになると、その番号をキーとして同一人物の情報データを統合してしまうことができるわけです。

今国会ではまた預金口座などにも適用する法の改正が審議されていますので、だから、通過すれば徴税強化にも結びつくというか、例えば滞納者があって、その滞納者の預金残高はどうなっているかということもすぐわかることになっています。今は銀行へ問い合わせて職権でそれを見せてもらうという仕組みになっています。

町は国の法律に基づいて条例を改正するものですが、そういう番号つきの個人情報が流出すれば、例えば今度の条例改正でも申請書等には必ずあれば番号を書かなければならぬという、記載しなければならないということで、そういうものが流出すると犯罪にとっては格好のデータとして利用されることになると思います。このマイナンバーに関する条例の改正が入っていなければほかは別に何も問題はないわけで全て賛成できるはずのものなんですが、非常に残念だと思います。以上で専決処分ではあります、承認をすることはできませんので、その旨申し述べておきます。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第48号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第48号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

◎追加日程第16 議案第49号 専決処分の承認を求めるについて（紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 追加日程第16、議案第49号、専決処分の承認を求めるについて（紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）議題とします。

説明を願います。

住民課長、増谷君

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、議案書の19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第49号、専決処分の承認を求めるについて
紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月13日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

次のページをごらんいただきたいと思います。

3月31日に行った専決処分についての報告をさせていただきます。

議案書20ページ。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

（理 由）

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。21ページです。

紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成27年3月31日

紀美野町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「平成18年厚生労働省告示第92号」を「平成26年厚生労働省告示第57号」に、また「注7」を「注8」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

それでは、今回改正の内容及び背景についてもう少し詳しく説明をさせていただきます。

別冊の新旧対照表の47ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

今回、専決処分を行った国保条例の改正につきましては、第6条に係る改正でございます。この第6条につきましては、被保険者が支払う診療についての一部負担金について規定しているものでございます。改正前では、第2項中において診療費の算定基準を平成18年厚生労働省告示第92号の診療報酬の算定方法とされておりましたが、平成26年厚生労働省告示57号として改正があったことから、この告示の名称に改正を行うものでございます。

また、歯科訪問診療科の項の注7につきましては、注8への号ずれとなったために、これを整理するために改正を行うものでございます。

今回の改正は、国の国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部の改正が4月1日に執行することとなったため、今回、町条例の規定の整備のための改正を行ったものでございますけども、厚生労働省より今回の改正のための条例参考例の通知が町に来ましたのが3月20日ということでございました。4月1日に施行する必要があったという非常に緊急を要する状況であったことから専決処分において改正を行ったものでございます。以上、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第49号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第49号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定いたしました。

◎追加日程第17 議案第50号 専決処分の承認を求ることについて（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 追加日程第17、議案第50号、専決処分の承認を求ることについて（紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について）議題とします。

説明を願います。

税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君） それでは、22ページをお開きください。

議案第50号、専決処分の承認を求ることについて

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求める。

平成27年5月13日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

23ページをお開きください。

専決処分書

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする。

平成27年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

(理 由)

平成27年3月31日において地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成27年4月1日から施行されること等に伴い、紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。

紀美野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

平成27年3月31日

条例第 23号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。

改正内容を簡単に御説明いたします。

第2条第2項のただし書き中「51万円」を「52万円」に改め、第2条第3項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書き中「14万円」を「16万円」に改めるものでございます。

第23条については、第2条第3項、同条第4項に伴うもので、第23条第2項につきましては、5割軽減の加算額「24万5,000円」を「26万円」に、同条第3項につきましては、2割軽減の加算額を「45万円」を「47万円」に改めることにより軽減世帯の拡大が図れるものでございます。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行されます。

(適用区分)

第2条 改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 附則第15条中の「配当所」を「利子、配当所得及び雑所得」に改めるものでございます。

(施行期日)

この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正、「配当所」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限るものでございます。改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

新旧対照表の48ページから51ページを順次ごらんいただき、御確認いただきますようよろしくお願ひいたします。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。

5番、田代哲郎君。

(5番 田代哲郎君 登壇)

○5番（田代哲郎君） 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が3月4日に公布され、4月1日から施行されたことによる条例の改正の専決処分の提案で、まずは国保税の課税限度額の引き上げです。医療分の課税限度額は51万円から52万円に、それから後期高齢者支援分の限度額が16万円を17万円、介護分の課税限度額は14万円から16万円に引き上げられます。これによって課税限度の総額が81万円だったのが85万円と4万円課税限度額が高くなります。ここまで国保税を課税してもよろしいという限度です。

それから、保険税軽減範囲の改正ということで、5割軽減判定所得という、ここは5割軽減を判定するための所得ということで、基準額33万円に加えて24万5,000円掛け被保険者数だったのを、基準額は変わりませんが、26万円まで引き上げるという、掛け被保険者は変りません。これが5割軽減、2割軽減判定所得というのは、基準額33万円は変わりませんが、45万円掛け被保険者だったのを47万円ということで引き上げます。つまりいわゆる軽減を受ける世帯がふえるということです。

ただ、26年度末のデータでいいんですけど、最高限度額の課税対象世帯というのは多いんですか、何世帯なのか、おおむね。出ますか。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君） 26年度の3月末、27年の3月末でございますが、限度額が医療分が17件でございます。以上でございます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君）ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君）1つは、この税に関するところで最高限度額の51万円から52万円に引き上げる。それから、あと軽減額が町民にとって有利になるものと2種類があるわけですね。まず、有利になる部分で聞きたいんですけども、これはうちの単独のやり方であるのか、そのとこはどうであるのか。また、そうでなかつたとすると、あと減額した分についての町の予算が減るわけでしょう。その分はどうなってくるのかを聞きたいと思います。

それから、もう1つは、健康保険税条例の第2条の2項のところで、当該合算額が51万円を超える場合においては基礎課税額が51万円とすると。こうなっているところを52万円に引き上げるわけですね。要するに町民にとって有利になるものについては、仮に専決ということであって、大事というんか、かなり大きなウエートを占める国民健康保険税、町民にとっては一番大きな税金と言えばこの国民健康保険税なんですよね。そういうところにあってこの51万円を52万円に引き上げる。このことについて有利になる部分についてはそういうふうに大事なものであるけれども、専決、それは大いに結構なんですが、不利になるところですね、51万円を52万円に引き上げることについて、今回わざわざ専決で引き上げなくとも何ら問題はないんですよね、何か問題ありますか。それについて説明してください。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君）税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君）それでは、美濃議員の御質疑にお答えいたします。

51万円、52万円というのは、これは地方税法に基づいた改正でございます。

それと、どこまで専決しなければならないのかということは、27年の4月1日から施行されるものでございますから、ということでございますので御理解賜りたいと思います。

そして、減額する分に関しては、町がという形にはなります。現在においては減額はかなり多いかなというふうに思いますが、町が負担という形にはなるかと思います。

軽減につきましては、これは税法改正を行う制度的なものでございます。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 要するにこの軽減に関するところは、全国法律の改正によってあるんですよね。

それから、最高限度額の問題については、要するにこの法律どおりやらなかつたら何か問題が起ると、そういう問題ではないんでしょう。たしか52万円以内とか、そういうような形になっているんじやありませんか、法律は。だから、51万円のままそのまま行つたとしても何ら問題はないんではないですか、しなければいけないというようになりますか。だから、専決をしなければならないというそういう理由はなんと思ひますが、いかがですか。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休憩

(午後 4時40分)

再開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時41分)

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 議員のおっしゃるとおり、限度額は52万円内でございます。しかしながら、国保会計の運営を考えますと、財源の補填から52万円というふうにさせていただいています。

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 累進制ということをおっしゃりたいんだと思いますけども、ぎりぎりのとこ大きな所得、例えば所得税に関して最高税額なんて昔は75%だったわけでしょう。今40切ってるというふうに大変大きな大金持ちの税金の軽減がされておったりしますけども、この国保税に関しては、たかだかうちの町内ですからそんな何百万も得をするような人はないと思うんですよ。

そんなふうなことの中で、しかも先ほど田代議員の質問の中で17人でしょう。だから17万円でしょう。17件で、それでどうなりますか。1万円引き上げることによつ

て大きなものになるのかどうか。そういうふうに考えてもうちの財政に大きく影響が出るもんでは恐らくないというふうに思いますが、等々考へても、町民の大変な暮らし向き考へて、ここでわざわざ専決でしなければならないということについては、私はそうではないと、するべきではないと。そのことについてお聞きしときたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 稅務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

先ほどの限度額については 17 件、ということはそれぞれ各税で上がりますから 4 万円上がるかと思います。ですから 68 万円ぐらいの率は上がるとは換算しております。限度額についても、そういうふうな大きな限度額、先ほど大きなと申しましたが、同じぐらいで済むのではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 50 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5 番、田代哲郎君。

（5 番 田代哲郎君 登壇）

○5 番（田代哲郎君） いわゆる低所得者にとって 5 割軽減と 2 割軽減の対象世帯がふえるということで、安くなるという前向きの条例改正は、先ほど同僚の美濃議員が何回も言つてるように、そのとおりです。

ただ、課税限度額の総額が 81 万円から 85 万円に引き上げられる。4 万円引き上げられるということになります。68 万円それで増額になるということであれば、しかもその限度額というのは、それ以内ということになっていてぎりぎりいっぱいそこまで引き上げなければならないということだそうです。

であれば、1 つは国保税は 3 月議会で引き上げられていますし、それをまたさらに引き上げるということが、たとえ最高限度額を払っている世帯 17 件だけが対象だとしても、実は国保税というのは、必ずしも高額所得者がたくさん払っているかと言うと、いわゆる中堅の所得でも世帯人数、被保険者の数が多かつたりということがあれば非常に高い税額になります。

先般来の国保税の引き上げのときにもお話ししたように、低所得者でも収入の 1 割を

超える国保税を支払わなければならぬということで、実は国のやっぱり国庫負担といふのはどんどんどんどん下げられてきたんで、どうしてもそういう仕組みになってかなり普通の協会健保とかに比べるとその比率が高いということになります。

それと、先般来引き上げのときにもどうなるんかという見通しをお伺いしたんですが、いわゆる国の方でも保険者支援ということでそれなりの財源を用意して交付してくるということもありますので、68万円のためにやっぱり引き上げるというのはどうかと思います。

国民健康保険施行令と国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令27年の第1号ですが、公布に伴い専決処分をされたものですが、そういうこともあるので世帯がさほどに高額所得でなくとも最高限度額が変わってくる可能性というのあります。そういうことを考えると条例改正の専決処分に対して承認することはできませんので、その旨表明いたします。以上です。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第50号、専決処分につき承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第50号、専決処分につき承認を求める件は承認されました。

○追加日程第18 議案第51号 専決処分の承認を求ることについて（紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について）

○議長（小椋孝一君） 追加日程第18、議案第51号、専決処分の承認を求ることについて（紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について）議題とします。

説明を願います。

産業課長、大窪君。

(産業課長 大窪茂男君 登壇)

○産業課長 (大窪茂男君) 議案書の 25 ページをお願いいたします。

議案第 51 号、専決処分の承認を求めるについて

紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 13 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

26 ページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 27 年 4 月 1 日 紀美野町長 寺本光嘉

(理 由)

公衆便所建てかえによる位置変更のため、紀美野町公衆便所条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

27 ページをお願いいたします。

条例の一部改正でございます。

紀美野町公衆便所条例の一部を改正する条例

平成 27 年 4 月 1 日

条例第 24 号

紀美野町公衆便所条例の一部を次のように改正する。

別表中「紀美野町小西 169 番地 7」を「紀美野町小西 168 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、新旧対照表につきましては、52 ページに掲載しておりますので、よろしくお願いいいたします。以上、議案第 51 号の説明とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

- 議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。
(「なし」の声あり)
- 議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。
これから議案第51号に対し討論を行います。
反対討論を行います。
(「なし」の声あり)
- 議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。
これから議案第51号、専決処分につき承認を求める件を採決します。
本案は、承認することに御異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第51号、専決処分につき承認を求める件は承認することに決定いたしました。
- 本日の会議時間は、議事の進行の都合により延長したいと思います。
- ◎追加日程第19 議案第52号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議長（小椋孝一君） 追加日程第19、議案第52号、紀美野町介護保険条例の
一部を改正する条例について議題とします。
説明を願います。
- 保健福祉課長、宮阪君。
(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)
- 保健福祉課長（宮阪 学君） それでは、28ページをお開きください。
議案第52号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について
紀美野町介護保険条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1
項の規定により議会の議決を求める。
- 平成27年5月13日提出 紀美野町長 寺本光嘉
- 提案理由
- 低所得者の第1号保険料軽減強化を行うために、平成27年度から平成29年度まで
の介護保険料率を改めるため紀美野町介護保険条例の改正を行うものである。

続きまして、29ページをお願いいたします。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀美野町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万7,044円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の紀美野町介護保険条例第4条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

この改正内容につきましては、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うため、国庫負担金の算定等に係る政令が平成27年4月10日に公布及び施行されました。去る3月議会においてお認めいただきました介護保険条例の一部を改正する条例において、保険料率における第1段階、生活保護の受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯住民税非課税、また世帯住民税非課税で課税年金収入額プラス合計所得金額が80万円以下の方につきましては、保険料の基準額に対する割合を0.5から0.45に改めるもので年額4万1,160円を3万7,044円に減額するものでございます。

国の平成27年度予算の成立が平成27年度となつたため、公布の日から施行し、平成27年度分の保険料及び繰入金からの適用でございます。

なお、予算につきましては、6月議会に補正予算を上程する予定でございます。以上、簡単ではございますが、説明といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第52号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第20 議員の派遣について

○議長（小椋孝一君） 追加日程第20、議員の派遣について議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、原案のとおり派遣することに決定いたしました。

◎追加日程第21 閉会中の継続調査の申し出について（総務文教常任委員会）

◎追加日程第22 閉会中の継続調査の申し出について（産業建設常任委員会）

◎追加日程第23 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（小椋孝一君） 追加日程第21、追加日程第22及び追加日程第23、委員会の閉会中の継続調査の申し出について一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によつて、お手元に配付いたしましたとおり、「特定事件の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、「特定事件の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、議会運営委員長から、次期定例会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する全ての事項について、会議規則第75条の規定によつて、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第1回紀美野町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 5時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年5月13日

議長 小椋孝一

議員 南昭和

議員 上柏院亮